

法律で定められた両立支援制度をご存知ですか？

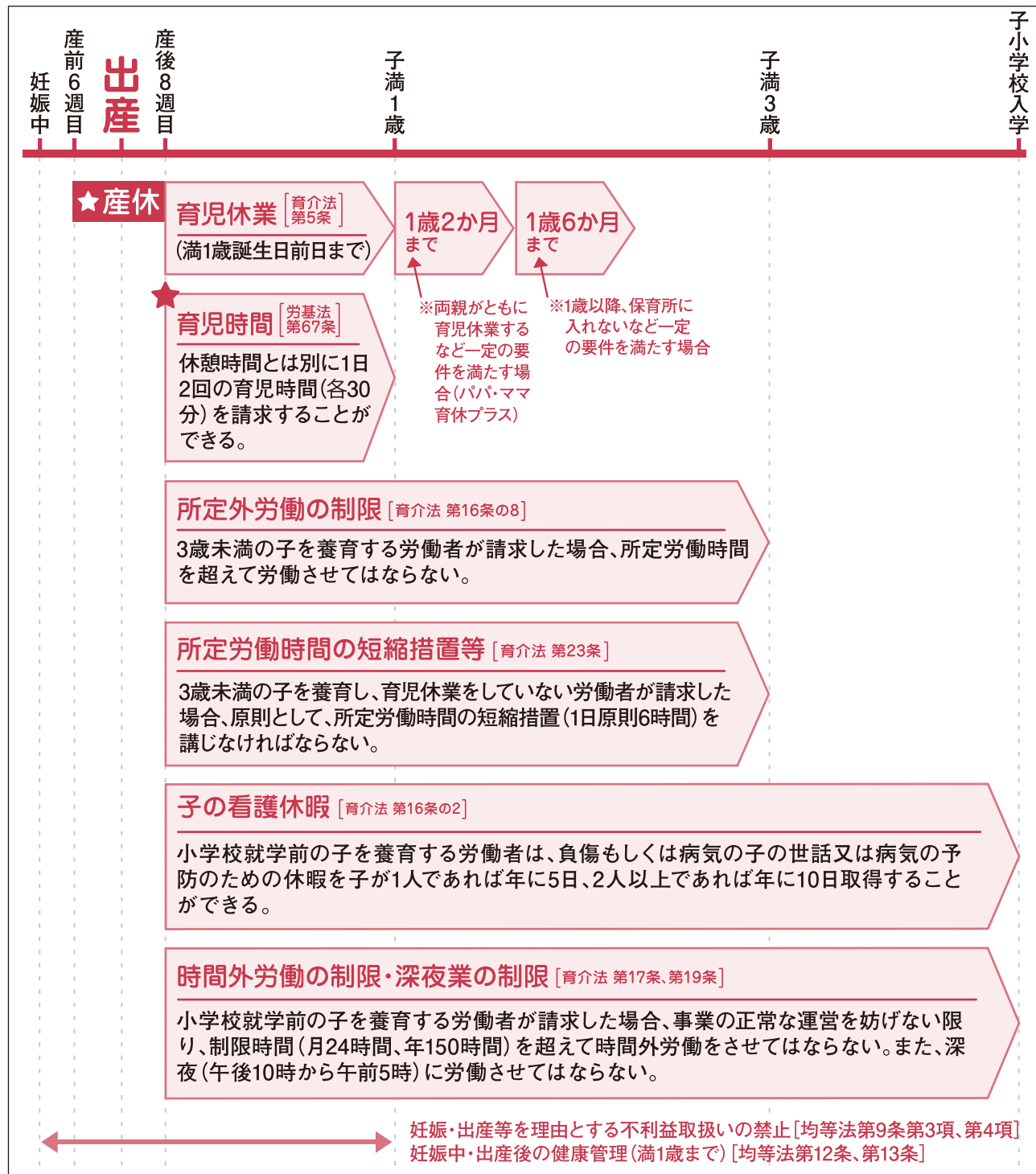
下の図は法律で定められた制度で、就業規則に必ず定める必要があります。

※常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出を行う義務があります。
(労基法第89条)

労働基準法……………「**労基法**」
育児・介護休業法……………「**育介法**」
男女雇用機会均等法…「**均等法**」

育児

★印の制度は女性のみ、その他の制度は男女双方が利用できます。



所定労働時間：会社で定めた労働時間
時間外労働：1日8時間、又は1週原則40時間の法定労働時間を超えた労働

介護

全ての制度は男女双方が利用できます。

